

福島原発危機は続いている – 危機的状況を全く報じない大手マスコミ検証してみよう、3.11以降マスコミは何を報じたか

新聞・テレビを信頼して大丈夫か？

『広島2人デモ』の第34回、36回、41回、44回のチラシでもご報告したように、「福島第一原発(F1)の危機」はいまだ去っていないばかりか、事故処理のために排出する放射能のため、全く新たなタイプの危機が増大しています。しかし何といってもその「危機」の中心は未処理のままだ水で冷やして現状維持を保っている原子炉内、燃料プール内の核燃料でしょう。「第1事故」をはるかに上回る「第2事故」の危険といつも隣り合わせで私たちは今生活を送っています。福島現地の人からはその不安に悲鳴に近い声も、先日の「長時間停電」あるいは先日の地震の時に聞こえてきました。全く同感です。

しかし大手マスコミは新聞・テレビを含めて、F1が依然として危機的状況にあることを伝えません。このまま大手マスコミを信頼していく大丈夫なのでしょうか？皆さん、どう感じいらっしゃいますか？あるいは憂慮する私たちが「妄想狂」なのであって、「冷静」かつ「沈着」な新聞・テレビが実態を伝えているのでしょうか？考えても見て下さい。仮に第2事故がおければ、アベノミクスもTPPも経済成長も「三本の矢」も何もかもあったものではありません。ここで新聞やテレビを信頼していても大丈夫なのかどうか、日本の代表的な「高級紙」朝日新聞を使って検証して見ましょう。「3.11」後も日本のマスコミは、政府・東電や経済界と一体になって、事態を過小評価し続け、社会の沈静化のみに精力を割いて、決して実態を伝えなかったばかりか、「放射能は直ちに健康に影響はない」と私たちに刷り込み続けてきた一端が明らかになるでしょう。

巨大核のゴミ捨て場と化す現在の福島第一原発敷地 2013年(平成25年)1月31日時点



『東京電力(株) 福島第一原子力発電所構内配図』(平成25年1月31日) (『東京電力(株)福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況(概要版)』資源エネルギー庁・東京電力株式会社 2013年1月31日)により作成。地図はgoogleマップ直近の航空写真。
<作成は網野沙羅>

3号機プールの危機そっちのけで 自衛隊宣伝に走る政府・マスコミ

2011年3月14日、3号機の使用済み核燃料プールは、危険な徵候を示していました。原子炉建屋が大規模な水素爆発を起こした後、翌15日午前6時14分煙が発生、午前10時22分建屋付近で400mSv(0.4Sv)/hという高濃度の放射線量。ほぼ人は近寄れません。16日には午前8時34分、10時と連続して大きく白煙が噴出。この時点では格納容器爆発の恐れも懸念されました。10時45分、共用の中央制御室から作業員に対して退避命令が出されました。11時14分、白煙は「使用済み核燃料プール」からの蒸発と判定され、このことは3号機使用済み核燃料プールに破滅的な危機が迫っていることを示していました。実際のところ自衛隊宣伝のための「ヘリコプター・ショー」にうつつをぬかしている場合ではなかったのです。下記の紙面が朝日新聞3月18日朝刊1面記事です。派手に自衛隊の活躍を伝えてはいますが、この時3号機プールは危機的状態だったのです。自衛隊の散布した水は「ヘリ・ショー」まで含めてわずか100トンでした。(下記表参照のこと) しかも恐る恐る放出した水はほとんど逸れています。当たり前です。3号機プールの水量は約1500トン。外から満水にしようと思えばその倍3000トンの水を命中させる必要がありました。こうして東京消防庁のハイパーエスキュート隊が19日・20日と出動し4244トンの水を命中させて、3号機はやっと破滅的危機状態を脱したのです。この間朝日新聞をはじめ大手マスコミは、3号機の状況を全く伝えず、政府のシナリオどおり、普段厄介者扱いされている自衛隊の「存在意義の大宣伝」に務めっていました。しかし私たちは知っていました。原子力災害対策本部が刻々公表する報告資料をインターネットで読んでいたからです。新聞とテレビしか情報源のない国民はこの危機からつんぱ抜けに置かれています。

詳しくは哲野イサック検証記事「福島原発事故：3号機プール鎮圧による菅政府の犯罪行為」を参照のこと
<http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryo/zatsukan/026/026.html>

[3.11から7日目] (朝日新聞 2011年3月18日金曜日大阪本社版1面)



使用済み燃料プールへの注水

	実施	水量計	割合
自衛隊	3月17日、18日	100トン	1.90%
警察機動隊	3月17日	44トン	0.80%
緊急消防援助隊	3月19日、20日 22日、25日	4,224トン	80.30%
東電	計延べ13日	892トン	16.9%
累積水量合計		5,236トン	

【参考資料】原子力災害対策本部発表の「2011年福島第一・第二原子力発電所事故について」
4月15日17:00現在版064p
<http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryo/pdf/201104151700genpatsu.pdf>

『放射能安全神話』のイデオロギーが 次々登場

事故から1週間も経つと早くも、『放射能安全神話』のイデオロギーたちが次々と新聞やテレビ画面に登場して、「ただちに健康に影響はない」とか「今のレベルでは大丈夫」とか「放射能を無闇に恐がるのはかえってよくない。正しく恐がりましょう」とか社会不安の沈静化にこれつとめます。事実ならば良かったのですが、事実は真逆で「放射線被曝には安全量はない」のですから、国民を被曝強制に誘うことになり、これらイデオロギー(デマゴーグというべきか)たちの行為は犯罪的です。

朝日新聞は早くも事故から10日目、放射線医学の専門家で大権威の長崎大学・医学部の山下俊一教授を登場させて、『放射能安全神話』を読者に刷り込みます。(左下切り抜き参照のこと)一部引用します。

「福島では水1ドリップあたり最高で308ベクレルのヨウ素131が見つかったが(厚生労働省の規制値は300ベクレル)、水は何ドリップも飲み続けることはなく(?! 水こそ毎日多量に摂取する食品である)、健康への影響は心配ない。」と述べています。

その翌年4月1日からは厚生労働省は新たな基準値を設け、飲料水摂取1ドリップあたり10ベクレル(放射性セシウム)としました。この記事を信じて1ドリップあたり300ベクレルは大したことはないと、摂取し続けた読者には、朝日新聞やマスコミはどう弁解するのでしょうか？

「現在原発から30km圏内を、避難や屋内退避の範囲としているが、妥当な判断だ。…拡大する必要はない。」村全体がほぼ30km圏外の飯館村の放射能汚染がひどく、避難対象地域とされたのはこの後のことでした。山下教授も朝日新聞も一言の謝罪はおろか訂正記事も出しています。

基準超過しても「人体に影響なし」

翌3月22日の朝日新聞朝刊トップは「福島・茨城・栃木・群馬のホウレンソウとかき菜」が出荷停止となったという記事でした。この決定を発表した民主党菅内閣官房長官の枝野幸男氏のコメントが引用されています。

「人体に影響を及ぼす数値ではないので、過剰な反応のないよう冷静に対処して欲しい。出荷停止にしているので(といつても法的拘束力はない)基本的に流通しているものに健康被害を与えるものはない」

そして何故か、記事中では全く触れていないのに、3段抜きの中見出しでは『基準超過 人体に影響なし』が立てられています。多くの読者が記事を読み、見出しや中見出しを眺めて情報をインプット

[3.11から10日目] (朝日新聞 2011年3月21日月曜日大阪本社版3面)



トすることを計算に入れた非常に悪質な見出しだす。枝野氏も基準超過で「健康に害がない」とは言いません。この時点で暫定基準値は、飲料水200ベクレル、牛乳・乳製品200ベクレル、一般食品500ベクレル、そして『100ベクレルを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しない』の但し書きがついていました。(いずれも1kgまたは1ドリップあたり。放射性セシウム=134と137の合算)

新しい基準値が施行されたのが2012年4月。ちょうどこの記事から1年後です。多くの国民は政府の発表や新聞・テレビの報道を信じたでしょう。考るとソツとするような話です。もちろん朝日新聞もその他のマスコミも謝罪も訂正もしていません。それどころか彼らはこううそぶくでしょう。「報道機関として政府の発表を書いたまでだ。」しかし、これは大本営発表広報宣伝機関ではあってもジャーナリストではありません。

放射能汚染食品許容制限値(基準値)

※単位は全てBq(ベクレル) / リットルまたはkg
※規制品目が多い場合、代表品目を選んだ。
※日本はセシウム134と137の合算で項目名は「放射性セシウム」
代表品目はその国の食生活環境によって食物が大きく違う
たまに日本では「パン・パン・菓子類」になります。
またセシウム134は「パン・パン・菓子類」で最も多く消費します。
またセシウム137は「魚・魚介類」で最も多く消費します。
「魚・魚介類」はセシウム134よりも多く消費します。
「魚・魚介類」はセシウム137よりも多く消費します。

食品名	セシウム137	ストロンチウム90
日本(厚生労働省)暫定基準値(2012年4月1日から適用)		
飲料水	10	規制なし
牛乳	50	規制なし
乳児用食品	50	規制なし
一般食品	100	規制なし
ウクライナの許容レベル(1997年6月25日/2006年改正現行)		
飲料水	2	2
牛乳	100	20
カッテージチーズ	100	20
卵	100	30
魚	150	30
野菜	40	20
ジャガイモ	60	20
ジャム	140	20
穀物	50	20
パン・パン・菓子類	20	5
乳幼児食品	40	5

<資料出典> 2012年4月1日施行の「基準値」については『乳及び乳製品・添加物等の規格基準一部を改正する省令(食品中の放射性物質に係る基準値の設定)等について(概要)』(厚生労働省2011年12月22日)を参照。
「ドライ・フードワッフル・レポート」あらかじめ計算された放射線による死・EUと日本の食品放射能制限値
より、ウクライナの同レポート付属文書1表1(31p)及びウクライナ緊急事態報告「チエルノブリ事故後25年:未来への安全」の英語テキスト(2011年4月キエフ)9pを参照

[3.11から11日目] (朝日新聞 2011年3月22日火曜日大阪本社版1P)



計画